

11月は児童虐待防止推進月間です

— みんなで育児を支える社会に —



児童虐待は、子どもの心やからだに大きな傷を与え、時には命にも関わる大きな影響を与える深刻な問題です。地域に住むみなさんの気づきが、虐待から子どもを守り、子どもが健やかに成長できるための第一歩になります。

児童虐待とは

「そんなつもりはなかった…」と思っても、子どもに有害であれば「虐待」です。

児童虐待は、主に次の4種類に分けられています。

身体的虐待

なぐる、ける、首をしめる、やけどを負わせる、溺れさせるなど。

性的虐待

性的ないたずら、性的行為の強要など。

ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、ケガや病気でも病院に連れて行かない、自動車の中に放置する、同居人による虐待を放置するなど。

心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間の差別的扱い、子どもの前でのDVなど。

虐待が疑われる子どもの様子

子どもの様子から、次の項目のいくつかに当てはまる場合は、児童虐待の可能性を考える必要があります。

- 親が迎えに来て、帰りたくなさそう

- 親に異常にベタベタしたり、逆に無関心だったり

- 職員にベツタリだったり、逆に警戒心が強すぎたり

- びくびくした態度・反応

- 友達に対し、すぐに手が出る

- 季節にそぐわない、いつも汚れた衣服を着ている

- 身長や体重の伸びが悪い、虫歯が多い

虐待かなと思ったら

☎1189

お近くの児童相談所につながります。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

子育てはいろいろな人の力と共に

- 子どもを育てる上では、支援を受けることも必要です。町が提供している子育て支援サービスを積極的に活用しましょう。

- 子育ての大変さを保護者だけで抱えるのではなく、少しでも困ったことがあれば、まずは、役場健康福祉課へご相談ください。

- 子育て中の保護者に接するみなさんで、子育て中の保護者が孤立しないようにサポートしていきましょう。

- 保護者だけで抱え込まないように、声かけや支援を行い、町や児童相談所なども連携して社会全体で支えていくことが必要です。

○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G

☎(84)0006 (直通)